

表 B1-1-19 都内の保育施設で発生した事故報告件数

(単位：件)

施設区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	死亡事故 以外	死亡事故 以外	死亡事故 以外	死亡事故 以外	死亡事故 以外	死亡事故 以外
認可保育所	1	24	1	37	0	48
認定子ども園	0	0	0	0	0	6
認証保育所	0	5	0	2	0	8
認可外保育施設 (※)	2	0	0	0	1	1
計	3	29	1	39	1	63

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 認証保育所を除く。

表 B1-1-19を見ると、死亡事故以外の報告件数が年々増加しているが、これは年々保育サービスマイル利用児童が増加しているに伴って増加していると考えられる。

認可保育所の指導監督については、児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づき、都や区市町村が行っており、認可外保育施設の指導監督は都が行っている。

また、国の通知に基づく重大事故の再発防止のための事後的検証委員会については、認可保育所は区市町村が、認可外保育施設は都道府県が行っている。

福祉保健局に、死亡事故以外の重大事故について、要因別にまとめた資料の有無を確認したところ、国がこれをまとめ、防止する方法を検討しているとのことである。

(意見1-12) 保育事故の集計、分析、改善について

平成 27 年度以降、都における死亡事故以外の重大事故は年々増加傾向にあるが、要因を分析することで、重大事故を防止する方法、それに関する施策を検討することが可能となると考えられる。

現在、国と保育事業の実施主体である区市町村は、保育施設における重大事故について把握し、国はこれをまとめ、防止する方法を検討している。

福祉保健局は、再発防止のために、国がまとめた重大事故の内容や防止方法について、都内の保育施設に対し、周知徹底されたい。

2. 児童虐待、児童相談所について

(1) 児童虐待に関する全国的な動向

① 児童虐待相談状況 (全国)

児童虐待が疑われた場合、児童相談所へ相談・通告され、児童相談所ではその緊急度に応じた相談対応を行っている。

児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、平成 12 年に児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことなどを目的として、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という。)が制定されている。その後の児童虐待防止対策に関する法の経緯と主な内容は、表 B1-2-1 のとおりである。

表 B1-2-1 児童虐待防止対策に関する法律の経緯と主な内容

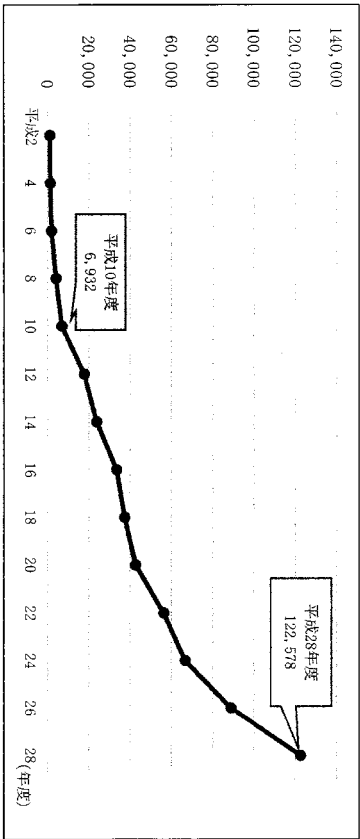
平成 12 年	児童虐待防止法の制定 (平成 12 年 5 月公布、11 月施行)
	○児童虐待の定義 ○住民の通告義務 ○面会または通信の制限 ○児童虐待の早期発見 ○警察官の援助
平成 16 年	児童虐待防止法の改正 (平成 16 年 4 月公布、10 月施行) 児童福祉法の改正 (平成 16 年 11 月公布、12 月施行)
	○児童虐待の定義の拡大 ○通告義務の範囲の拡大 ○区市町村の役割の明確化 ○面会又は通信の制限の強化 ○要保護児童対策地域協議会の法定化 ○司法関与の見直し (強制入所措置の有期限化、保護者指導)
平成 20 年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正 (平成 19 年 6 月公布、平成 20 年 4 月施行)
	○児童の安全確認義務 ○出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化 (臨検、捜索) ○面会・通信等の制限の拡大・接近禁止命令 ○保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等
平成 21 年	児童福祉法の改正 (平成 20 年 12 月公布、平成 21 年 4 月施行)
	○被措置児童等に対する虐待の措置の明確化等 ○要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化

平成24年	民法・児童福祉法の改正 (平成23年6月公布、平成24年4月施行)
	○親権と親権制限の制度の見直し (親権停止の創設等) ○児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について ○未成年後見制度の見直し (法人又は複数選任)
平成28年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正 (平成28年6月公布、平成29年4月施行、一部は公布日、平成28年10月施行) 母子保健法の改正 (平成28年6月公布、平成29年4月施行、一部は公布日施行)
	○児童福祉法の理念の明確化等 ○児童虐待の発生予防 ○児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ○被虐待児童への自立支援

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、グラフB1-2-1のとおり年々増加しており、児童虐待防止法施行前の平成10年度に比べ、平成28年度は約18倍に増加している。

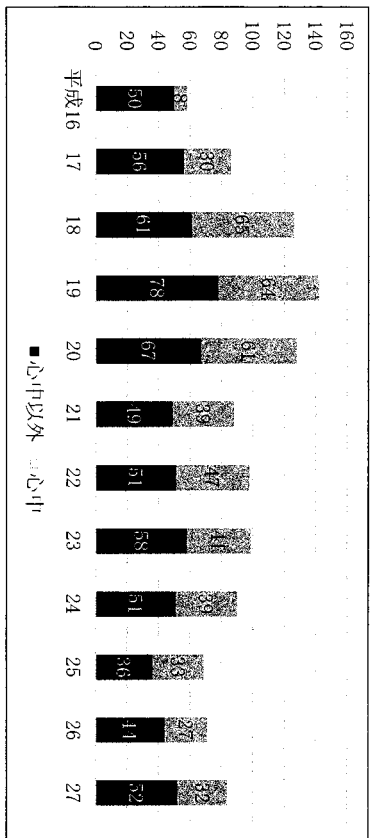
グラフB1-2-1 児童相談所の相談対応件数の推移 (全国)



(厚生労働省及び福祉保健局作成資料より監査人が作成)

また、子供の「心中以外の虐待死」と「心中による虐待死」の推移は、グラフB1-2-2のとおりである。心中以外の虐待死は、ほとんどの年で50人を超えており、心中も含めた児童虐待による子供の死亡人数は高い水準で推移している。

グラフB1-2-2 虐待による子供の死亡数の推移 (全国)



(厚生労働省作成資料より監査人が作成)

(注) 平成16年から平成18年は1月1日から12月31日まで、平成19年は1月1日から20年3月31日まで、平成20年以降は、4月1日から翌年3月31日までの数値である。

② 児童虐待防止等に関する法律と児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

平成30年3月に、東京都目黒区で、5歳児が両親から虐待を受けて死亡した事件が全国的に取り上げられている。これを機に、国も児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題との認識を高め、平成30年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係関係会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。

この「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」のうち、緊急的に講ずる対策として6つの項目が掲げられている。その概要は表B1-2-2のとおりである。

表 B1-2-2 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の「緊急に実施する重点対策」の概要

1 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
----------------------------

○ 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底

<p>① ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること</p> <p>② 緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施</p> <p>③ 移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続</p>
<p>II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底</p> <p>○ 「通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること</li> </ul>
<p>III 児童相談所と警察の情報共有の強化</p> <p>○ 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報</li> <li>② 通告受理後、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報</li> <li>③ ①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報</li> </ul> <p>なお、情報共有のあり方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。</p>
<p>IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除</p> <p>○ 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること</li> <li>・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること</li> </ul> <p>解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること</p>
<p>V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施</p> <p>○ 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を 9 月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。</p>

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

○ 「児童相談所強化プラン」（2016 年度から 2019 年度まで）を前倒しして見直す。

○ 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019 年度から 2022 年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。

○ 新プランには、以下の事項を盛り込む。

- ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
- ②一時保護の体制強化策
- ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

（厚生労働省「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のポイント」より監査人が作成）

- (2) 児童虐待に関する都の状況
- ① 都における児童虐待相談状況
  - (i) 児童虐待相談件数の推移

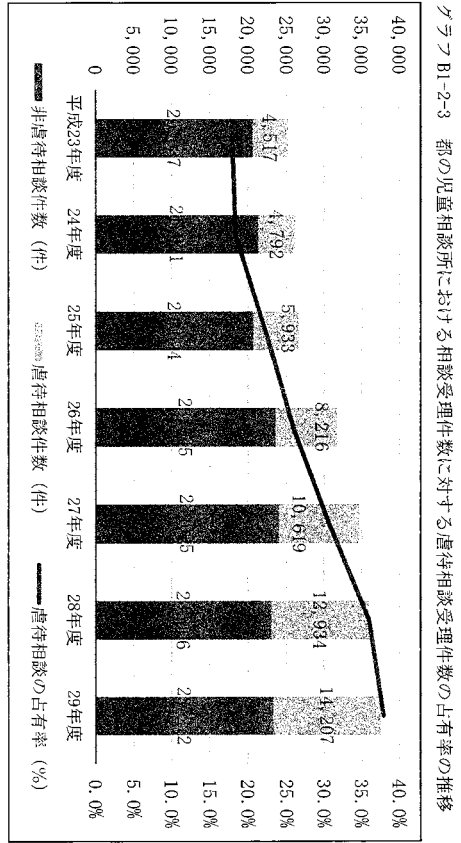
児童相談所では、虐待以外の相談対応も行っている。相談業務では、18 歳未満の子供に関する様々な相談を受けているが、総相談受理件数の増加とともに、そのうちの児童虐待に関する相談割合も増加している。

表 B1-2-3 は児童相談所の相談受理件数に対する虐待相談受理件数が占める割合の推移を示したものであり、それを図示したものがグラフ B1-2-3 である。

表 B1-2-3 都の児童相談所における相談受理件数に対する虐待相談受理件数の占有率の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総相談受理件数 (件)	25, 154	26, 113	26, 627	31, 761	34, 614	35, 940	37, 479
虐待相談受理件数 (件)	4, 517	4, 792	5, 933	8, 216	10, 619	12, 934	14, 207
虐待相談の占有率 (%)	18. 0	18. 4	22. 3	25. 9	30. 7	36. 0	37. 9

(注) 児童相談所が相談を「受理した」件数を記載している。  
 (東京都児童相談所「事業概要 平成 29 年度版」より監査人が作成)



都の児童相談所における相談受理事件数は増加傾向にあり、平成24年度以降の相談件数の増加が顕著である。児童虐待に係る相談件数については、さらに顕著な増加傾向を示しており、表B1-2-3に記載のとおり、虐待相談の受理事件数は平成24年度には4,792件であったが、平成29年度には14,207件となり、平成29年度までの5年間で約3倍となっている。都の児童相談所の相談受理事件数の増加の大部分は虐待相談受理事件数の増加によるものである。

(ii) 相談経路別の推移

次に、被虐待児童にかかる相談経路別対応状況を見ると、表B1-2-4のとおり、相談経路として「家族・親戚・児童本人」だけでなく、「近隣・知人」からの相談件数が増加している。このことから、虐待発見者の通告義務に対する認知が、少しずつ浸透していることが分かる。

表 B1-2-4 都の児童虐待に係る相談の経路別対応件数の推移

	家族・親戚・児童本人	近隣・知人	子供家庭支援センター	医療機関・保健所	警察等	学校等	その他	計
平成24年度	814	1,765	667	238	449	333	532	4,788
平成25年度	840	1,938	773	238	435	364	826	5,414

(単位：件)

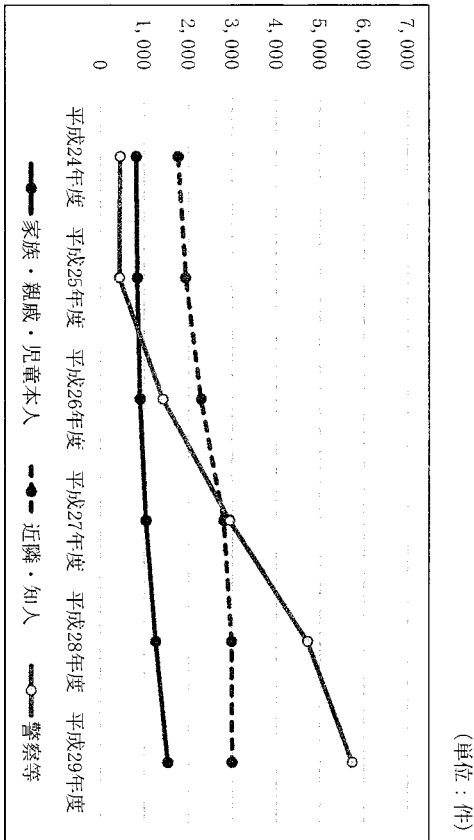
年度	家族・親戚・児童本人	近隣・知人	子供家庭支援センター	医療機関・保健所	警察等	学校等	その他	計
平成26年度	902	2,286	780	257	1,421	392	1,776	7,814
平成27年度	1,037	2,801	641	242	2,938	392	1,858	9,909
平成28年度	1,258	2,980	672	275	4,713	459	2,137	12,494
平成29年度	1,534	2,993	600	293	5,735	452	2,100	13,707

(東京都児童相談所「事業概要」平成29年度版)より監査人が作成)

(注) 児童相談所が相談を受理した後に、援助方針を立てて「対応した」件数を記載している。

また、表 B1-2-4 のうち、「家族・親戚・児童本人」、「近隣・知人」及び「警察等」からの相談件数の推移を図示したものが、グラフ B1-2-4 である。

グラフ B1-2-4 児童虐待に係る相談の経路別推移 (家族、近隣、警察等)



警察等からの相談が、平成24年度には449件であったが、平成29年度には5,735件と約12倍に増加しており、その伸び率は非常に大きくなっている。

(iii) 虐待の種類別の相談件数の推移

虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(保護者による養育の怠慢・拒否)がある。被虐待児童における虐待種類別の相談件数の推移は、表 B1-2-5 のとおりである。

表 B1-2-5 被虐待児童における虐待種類別の相談件数の推移

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成24年度	2,480	103	1,025	1,180	4,788
平成25年度	2,772	98	1,332	1,212	5,414
平成26年度	3,377	105	2,475	1,857	7,814
平成27年度	4,108	74	3,909	1,818	9,909
平成28年度	4,618	88	5,750	2,038	12,494
平成29年度	4,882	87	6,849	1,889	13,707

(東京部児童相談所「事業概要 平成29年度版」より監査人が作成)

(単位：件)

表 B1-2-5 をみると、性的虐待以外で全て増加傾向であるが、中でも心理的虐待が、平成24年度には1,025件、平成29年度には6,849件と、約5倍以上の増加となっており、また虐待相談の約半数を心理的虐待が占めていることが分かる。

なお、平成16年の児童虐待防止法改正において、DV(ドムスナイックバイオレンス、パートナー間暴力)を目撃することは、子供にとつて心理的虐待に当たると明示されている。

また、警察庁から発出された「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」(警察庁丙少発第38号)において、警視庁を含む各都道府県の警察に対して、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命、身体の保護という警察本来の責務であること、個別事案についての情報を入手した早期の段階において、児童相談所や児童福祉担当部局等の関係機関との間で相互に情報を交換すること、未就学児童のいる家庭における配偶者からの暴力事案について相談を受理した場合等は、児童虐待の伏在を念頭において対応を行うこと等を指示している。

以上のことから、都の児童相談所において相談受理件数が増加しているが、その約4割を虐待相談が占めていること、また虐待相談件数が増加しているのは、警察からの通告や、心理的虐待に係る相談数の増加が主な要因であることに加えて、虐待発見者の通告義務に対する認知が浸透していることが挙げられる。

② 児童虐待に対する都の取組

児童虐待相談件数は年々増加し、過去最多となった状況の中、都でも、体制

の強化や人材育成など、児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められている。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、区市町村が設置している子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要となっている。

また、都内で、虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生しており、児童虐待の防止に向けた取組が急務となっている。

こうしたことを踏まえ、都は、全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、児童相談体制の強化に向けて、全庁一丸となって今後の取組について検討を進めてきた。平成30年9月14日に緊急対策が公表されている。

その概要は表 B1-2-6 のとおりである。

表 B1-2-6 児童相談体制の強化に向けた緊急対策 (平成30年9月14日公表)

項目	内容
1 児童相談所の体制強化	・年内に任期付職員採用制度を活用し、児童福祉司・児童心理司を緊急に確保 ・年内に児童福祉司や一時保護所職員の業務を補助する非常勤職員を増員
2 LINE相談の実施	現在実施している、匿名で気軽に相談できる電話相談等に加え、子供や保護者がより相談しやすい窓口として、LINEによる相談をツールで実施(※1)
3 警視庁との情報共有範囲拡大	警視庁との協定を見直し、情報共有の範囲を拡大
4 安全確認行動指針の策定	児童の安全確認をより適切に行えるよう、安全確認の手法や、立入調査等を行う判断基準を『安全確認行動指針』として明確化
5 全庁一丸となった虐待防止対策の推進	(1) 児童虐待の未然防止・早期発見に係る取組 (2) 児童虐待防止の普及啓発 (3) 児童相談所の調査への協力

(福祉保健局「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」より監査人が作成)

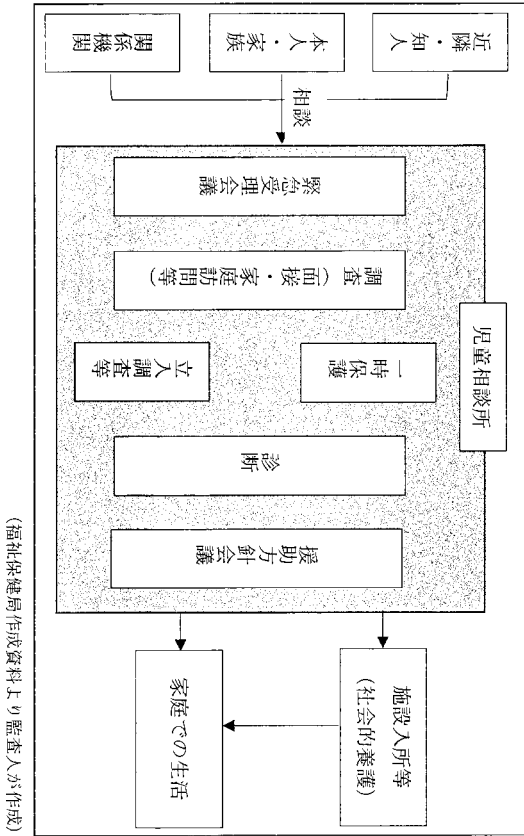
※1 平成30年11月1日から11月14日までの9時から21時(土・日・祝日は17時)まで、児童虐待を防止するためのLINEを利用した子供や保護者からの相談窓口を開設した。

③ 児童虐待等の相談を受理してからの対応

児童への虐待は、ほとんどが家庭内で発生するとともに、保護者(虐待者)が「しつけ」等を強調して虐待を認めず、児童相談所の介入を強く拒否する場合がある。このため、児童相談所、子供家庭支援センター、学校、保育園、保健所、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を開催し、共通の認識の下に、関係機関の特性を活かした役割分担による連携協力体制を確立し、問題解決に当たっている。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けたときは、「緊急受理会議」を開催して当面の対応措置、対応方針を検討・決定する。その後、緊急訪問や関係機関への調査依頼等により、児童の安全確認・虐待の事実確認を行い、援助方針を検討している。

図 B1-2-1 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



(3) 児童相談所の職員について

① 児童相談所職員の種類と必要人数

児童相談所では、相談を受理してから、調査・診断、援助方針の決定、及び一時保護等の様々な業務を行うために、児童福祉法や厚生労働省が定める「児

童相談所運営指針」(平成2年3月5日付子児発第133号厚生省児童家庭局長通知)で規定されている配置基準に基づき、必要な職員を配置しなければならぬ。

児童相談所職員として配置すべき職種は、指導及び教育を行う児童福祉司、児童福祉司、相談員、医師(精神科を専門とする医師、小児科を専門とする医師)又は保健師、指導及び教育を行う児童心理司、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士(配置に準ずる措置を含む。)、その他必要とする職員が挙げられる。

② 都内児童相談所の職員配置数

都内11カ所の児童相談所における職員配置状況は、表 B1-2-7 のとおりである。

表 B1-2-7 都内の児童相談所における職員配置状況 (平成29年4月1日時点)

児童相談所名	児童福祉司	児童心理司	常勤医師	非常勤医師	医療連携専門員	弁護士	一時保護所職員	その他	合計
児童相談センター	45	19	6	10	1	1	68	151	301
江東	30	11	—	2	1	1	21	19	85
品川	24	9	—	1	1	1	—	13	49
世田谷	15	7	—	1	1	1	—	13	38
杉並	17	8	—	1	1	1	—	14	42
北	17	8	—	1	1	1	—	13	41
足立	29	11	—	2	—	1	19	24	86
八王子	24	8	—	2	—	1	17	22	74
立川	17	8	—	3	—	1	31	22	83
小平	19	8	—	—	1	1	—	15	45
多摩	13	7	—	—	1	1	—	13	36
計	250	104	6	25	9	11	156	319	880

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注1) 保健師資格を有する職員は医療連携専門員ないしは非常勤医師に含まれる。

(注2) 常勤職員は定数。非常勤職員は実数で記載している。

(注3) 弁護士は全て非常勤である。

※ 一時保護所職員については、一時保護所を付設する児童相談所に配置されている。

まず、医師又は保健師については、児童福祉法第12条の3第6項において各児童相談所に1人以上配置するとされている。表BI-2-7を見ると、配置基準に基づき都が所管する11か所の各児童相談所に医師又は保健師が配置されていることが分かる。また、児童福祉法第12条第3項に、都道府県は、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとされているが、都では各児童相談所に非常勤としての弁護士を1人ずつ配置していることが分かる。

次に、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員について、配置基準の遵守状況について検討を行った。

③ 平成29年度における児童福祉司の配置数の不足について

(i) 児童福祉司の配置基準について

児童相談所で相談業務を行う主な専門のスタッフは児童福祉司である。児童福祉司は、担当区域内の子供の保護や福祉に関する保護者等からの相談に応じ、また、必要な調査、社会的診断に基づいて、対応方法の決定、その後の指導に至る一連の過程における家族、関係機関との連絡調整の中心的役割を担っている。

児童相談所には、児童福祉法第13条第1項の規定により、児童福祉司を置かなければならず、具体的な配置人数については、児童福祉法施行令第3条第1項の定めを標準として、都道府県が定めることになっている。

ここで、児童福祉法施行令による児童福祉司の配置基準の概要をまとめたものが表BI-2-8である。

児童福祉司の配置基準は、単に全国一律の基準ではなく、児童相談所の管轄区域の人口及び児童虐待の相談件数を基準として、特殊事情を考慮した人員を配置することが求められている。

なお、児童福祉法施行令は平成28年に改正され、児童福祉司の配置基準は変更されている。この改正の趣旨は、児童虐待発生時の迅速、的確な対応を行うために、児童相談所の体制を強化することであり、平成30年度までは、経過措置が設けられている。

表BI-2-8 児童福祉法施行令による児童福祉司配置基準の概要

配置基準	
第1号に掲げる数と第2号に掲げる数とを合計した数以上の数で、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したもの。	
第1号	児童相談所の管轄区域における人口4万人に1人
第2号	イからロを控除した数÷40 (※) (0を下回る場合には0とする。)
イ	児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数
ロ	全国の人口ー一人当たりの児童虐待の相談件数×児童相談所の管轄区域における人口
経過措置	
平成28年度	上記第1号で4万人とあるのは6万人とする。
平成29年度、30年度	上記第1号で4万人とあるのは5万人とする。

(児童福祉法施行令第3条第1項及び附則) 平成28年8月18日政令第284号より監査人が作成

※ …一人当たり約40件相当の業務量となることを考慮したものである。

具体的には、児童福祉法施行令による児童福祉司配置基準では、表BI-2-8の第1号に記載のとおり、管轄区域における人口4万人に1人の配置が求められているが、平成29年度は経過措置により、5万人に1人とされている。また、これに第2号すなわち、人口当たりの虐待発生率が全国平均を上回る場合の追加配置必要数を加え、児童相談所ごとの児童福祉司配置必要数を計算することとなっている。

(ii) 平成29年度における都の児童福祉司配置基準について

そこで、平成29年度における都の児童相談所に関して、第1号及び第2号の規定に基づいて、必要な児童福祉司の配置数を算定してみると、表BI-2-9のとおりとなる。

表 B1-2-9 平成 29 年度の都内の児童福祉司の配置基準数の算定

児童相談所名	管轄区域の人口 (※1) (人)	第1号による児童福祉司の必要数(※2) (人)	虐待相談件数 (※3) (件)	人口一人当たり虐待相談件数 (件)	第2号による児童福祉司の必要数(人)	
					a	b
児童相談センター	2,458,142	50	1,736	0.000706	127,094	745
江東児童相談所	1,435,681	29	1,094	0.000762	-	-
品川児童相談所	1,381,559	28	822	0.000595	-	-
世田谷児童相談所	983,595	20	547	0.000556	-	-
杉並児童相談所	1,223,878	25	732	0.000598	-	-
北児童相談所	1,115,256	23	845	0.000758	-	-
足立児童相談所	1,113,035	23	1,110	0.000997	-	-
八王子児童相談所	1,196,144	24	837	0.000700	-	-
立川児童相談所	752,386	16	750	0.000997	-	-
小平児童相談所	1,131,993	23	753	0.000665	-	-
多摩児童相談所	723,602	15	683	0.000944	-	-
計	13,515,271	276	9,909	0.000733	-	-
第2号による児童福祉司の必要数の算定に必要な全国平均数値の算定						
全国の人口(人)(※1)					a	127,094,745
全国の児童虐待相談件数(件)					b	103,286
					A=b/a	

(総務省統計局ホームページ、厚生労働省作成資料、福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) 足立児童相談所、立川児童相談所及び多摩児童相談所では、管轄地域の人口一人当たりの虐待相談件数が全国平均の一人当たり虐待相談件数を上回っている。しかし、第2号の計算で用いる全国の人口一人当たりの件数は、児童福祉法施行令第5条の2において、「人口一人当たりの件数は、千分の一件とする」とされているため、第2号の算式で加算が必要な児童相談所はない。

※1 管轄区域の人口は、公表された平成27年の国勢調査に基づいている。

※2 管轄区域の人口を5万で除して算定している。

※3 児童福祉司配置基準の算定では、2年前の児童虐待相談件数を用いることとされているので、平成27年度の数値を用いている。

平成27年の国勢調査によれば、都の人口は13,515,271人であり、児童相談所の管轄地域ごとに必要な児童福祉司の数を算定すると、276人の配置が必要となる。

この基準に従って算出された児童福祉司の配置必要数と平成29年度の都内の

児童福祉司の数を比較し、不足状況を示してみると表 B1-2-10 のとおりとなる。

表 B1-2-10 平成 29 年度の都内の児童福祉司の不足数の算定

(単位：人)

児童相談所名	児童福祉司の必要配置数	児童福祉司の配置数(※)	過不足数(▲は不足)
児童相談センター	50	45	▲5
江東児童相談所	29	30	▲1
品川児童相談所	28	24	▲4
世田谷児童相談所	20	15	▲5
杉並児童相談所	25	17	▲8
北児童相談所	23	17	▲6
足立児童相談所	23	29	▲6
八王子児童相談所	24	21	▲3
立川児童相談所	16	17	▲1
小平児童相談所	23	19	▲4
多摩児童相談所	15	13	▲2
計	276	250	▲26

(総務省統計局ホームページ及び福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 平成29年4月1日時点の配置数である。

表 B1-2-10 をみると、江東児童相談所、足立児童相談所、八王子児童相談所、立川児童相談所以外の7つの児童相談所で児童福祉司の不足が生じており、全体として26人の児童福祉司が不足していることが分かる。

(iii) 平成30年度以降の児童福祉司の配置について

これまで見てきたとおり、平成29年度において、児童相談所の児童福祉司は、法令や児童相談所運営指針で定められた配置基準に不足している状況である。また、福祉保健局によると、児童福祉司の約3割が50歳以上であり、今後ベテラン職員の大量退職が課題として挙げられていることである。

そこで、児童福祉司について、今後、どの程度、増員が必要となるか検討を行った。



(ア) 法令上の配置基準への不足状況について

児童福祉司は、平成29年度は人口5万人に対して1人が配置基準となっているが、平成31年度からは、4万人に1人の児童福祉司の配置が必要となる。人口及び虐待対応件数に変化がなかったと仮定して児童福祉司の必要数を算定すると、表B1-2-11のとおり、平成31年度には372人の配置が必要となり、平成29年度の配置必要数に比べ、96人の増加が求められる。

表B1-2-11 平成31年度時点での児童福祉司の配置必要数

平成29年度	平成31年度	増加必要数
276	372	96

(単位：人)

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(イ) 相談件数に対する不足状況について

a. 児童福祉司の業務負担について

警察等との連携や児童虐待通告義務の周知活動による効果が相談件数増加に表れていると言える一方で、児童相談所の相談員の負担は増加している。

総務省が平成22年に公表した意識調査では、児童相談所で児童虐待問題を担当する児童福祉司のうち94%が、児童虐待への対応業務について負担の大きさを実感していることが明らかにされている。この意識調査では、対応業務の負担が大きいと思う理由として、以下の3つが主要因とされている。

- ・指導に従わない保護者の対応に苦慮している
- ・受け持つ事例の件数が多すぎると思う
- ・児童虐待事例では継続的な対応を求められることが多い

このことから、児童虐待の相談対応は負担が大きく、一人当たりの業務量も多いことが分かるが、意識調査が公表された平成22年当時から比べると、件数が増えるに増加している、ますます顕著になっていることが想定される。

この点、児童福祉司の配置基準でも、児童虐待の相談件数が考慮されているので、児童福祉司一人当たりの相談件数を考慮して必要人数を算定すべきと考えられる。

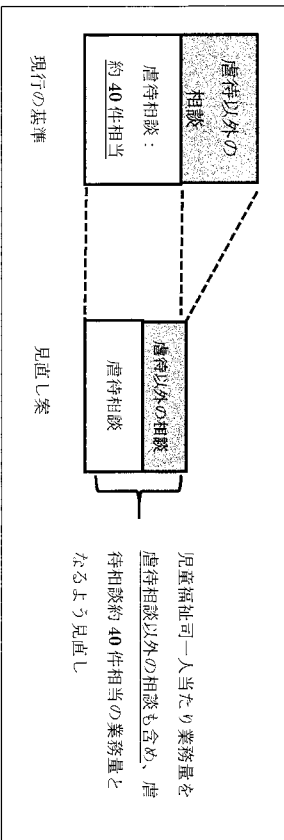
b. 児童虐待防止対策体制総合強化プランによる増員について

児童福祉法施行令による児童福祉司配置基準では、児童福祉司一人当たりの業務量として、虐待相談件数が40件相当となるように設定されている。

しかし、児童虐待防止対策体制総合強化プランの骨子では、これを見直し、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、40件相当となるよう設定されている。

児童虐待防止対策体制総合強化プランによる児童福祉司増員のイメージを示したものが図B1-2-2である。

図B1-2-2 児童虐待防止対策体制総合強化プランによる児童福祉司増員のイメージ



c. 都の児童相談所における児童福祉司の業務負担について

平成18年度以降の児童福祉司の定数の推移及び都の児童相談所全体の相談件数と虐待相談件数の推移を示したものが、表B1-2-12である。

表B1-2-12 児童福祉司一人当たり相談件数の推移

区分	定数 (人)	総相談件数 (※) (件)	一人当たり件数 (件)	虐待相談件数 (※) (件)	一人当たり件数 (件)
平成18年度	159	19,993	125.7	3,048	19.2
平成19年度	159	16,222	102.0	3,001	18.9
平成20年度	159	15,745	99.0	2,933	18.4
平成21年度	172	16,722	97.2	3,120	18.1
平成22年度	172	17,194	100.0	4,394	25.5

平成23年度	183	16,679	91.1	4,185	22.9
平成24年度	183	16,858	92.1	4,409	24.1
平成25年度	196	18,220	93.0	5,643	28.8
平成26年度	196	21,266	108.5	7,990	40.8
平成27年度	209	24,042	115.0	10,446	50.0
平成28年度	227	26,933	118.6	12,677	55.8
平成29年度	250	28,213	112.9	14,008	56.0

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 総相談件数及び留守相談件数は、4152 電話相談分を含まない数値である。なお、4152 相談については、児童相談センターの電話相談員(児童福祉司ではない非常勤職員)が受けているため、児童福祉司一人当たりの相談件数に含めないこととしている。

表 B1-2-12 のとおり、児童福祉司の定数は年々増加しているものの、相談件数の増加が児童福祉司の増加を大きく上回る状況であり、児童福祉司一人当たり件数も増加している。

(指摘 1-2) 児童福祉司の児童福祉法施行令の配置基準に対する不足について  
児童相談所に配置する児童福祉司については、児童福祉法施行令に具体的な配置基準が定められており、これを標準として都道府県は児童福祉司数を定めることとされている。

平成29年度において、都の管轄する児童相談所の児童福祉司について、児童福祉法施行令の配置基準に基づいて計算すると、276人の児童福祉司を配置する必要がある。しかしながら、平成29年度、都の所管する児童相談所に配置している児童福祉司は250人であり、児童福祉法施行令で定める配置基準に対して児童福祉司が不足している状況である。なお、平成31年度には基準が厳しくなり、児童福祉司の必要数はさらに多くなる見込みである。

したがって、福祉保健局は、児童福祉司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられたい。

④ 平成29年度の児童心理司の配置数の不足について

児童心理司とは、児童相談所に配置されている心理分野の専門職員であり、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる職員である。療育手帳交付に当たっての心理判定業務をはじめ、子供とその家族の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察により対象者の状況を評価し、これに対応した

心理療法やカウンセリング、助言指導などを行っている。

児童心理司は、「児童相談所運営指針」において児童福祉司2人につき1人以上を配置することを標準とし、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましいとされている。

なお、児童心理司が、児童福祉司2人に対して1人の配置を求められるようになったのは、正規職員の児童福祉司と児童心理司が、チームで対応できる体制が望ましいからである。

そこで、平成29年度の児童心理司の配置必要数と、都の児童相談所に配置されている児童心理司の数を比較した結果が、表 B1-2-13 である。

表 B1-2-13 平成29年度の都内の児童心理司の配置基準数と不足数

(単位：人)

児童相談所	児童福祉司の配置数(※1)	児童心理司の必要配置数(※2)	児童心理司の配置数(※1)	児童心理司の過不足数(▲は不足)
児童相談センター	45	23	19	▲4
江東児童相談所	30	15	11	▲4
品川児童相談所	24	12	9	▲3
世田谷児童相談所	15	8	7	▲1
杉並児童相談所	17	9	8	▲1
北児童相談所	17	9	8	▲1
足立児童相談所	29	15	11	▲4
八王子児童相談所	24	12	8	▲4
小川児童相談所	17	9	8	▲1
小平児童相談所	19	10	8	▲2
多摩児童相談所	13	7	7	0
計	250	129	104	▲25

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※1 平成29年4月1日時点の配置数である。

※2 児童福祉司の配置数を2で除して算定している。

児童心理司は、児童福祉司2人に1人以上配置する必要があるから、平成29年度における児童相談所ごとの児童福祉司数を基に、必要な児童心理司数を算定すると、合計で129人となる。

一方、平成29年度において、都が所管する児童相談所に配置された児童心理司の総数は104人である。

そのため、都内の児童心理司については、多摩児童相談所以外の10の児童相談所において、児童福祉司2人に対して1人以上の配置ができておらず、全体

としては 25 人の児童心理司が不足している状況である。これは、「児童相談所運営指針」で定められている基準を満たしていない状況であり、正規職員の児童福祉司と児童心理司がチームで対応できる体制とは言えない。

なお、都の児童相談所においては、算定基準となっている児童福祉司自体の数が、そもそもその配置必要数を満たしていない状況であり、これを加味すると児童心理司はさらに不足状態といえる。

仮に、児童福祉司が配置必要数を満たしていた場合の児童心理司の不足数は、表 B1-2-14 のとおり合計で 37 人である。

表 B1-2-14 児童福祉司が配置必要数を満たしていた場合の児童心理司の不足数

児童相談所	児童福祉司の必要配置数	児童福祉司の必要配置数から算定した児童心理司の必要配置数	児童心理司の配置数 (※1)	児童心理司の過不足数 (▲は不足)
児童相談センター	50	25	19	▲6
江東児童相談所	(※2) 29	15	11	▲4
品川児童相談所	28	14	9	▲5
世田谷児童相談所	20	10	7	▲3
杉並児童相談所	25	13	8	▲5
北児童相談所	23	12	8	▲1
足立児童相談所	(※2) 23	12	11	▲1
八王子児童相談所	24	12	8	▲4
立川児童相談所	(※2) 16	8	8	0
小平児童相談所	23	12	8	▲4
多摩児童相談所	15	8	7	▲1
計	276	141	104	▲37

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※1 平成 29 年 4 月 1 日時点の配置数である。

※2 江東児童相談所、足立児童相談所及び立川児童相談所は、児童福祉司の必要数を上回る配置となっているが、表には児童福祉司の必要数を記載している。

(指摘 1-3) 児童心理司の配置数の不足について

児童心理司は、「児童相談所運営指針」において、児童福祉司 2 人に対して 1 人以上配置するとされている。平成 29 年度において、都の児童福祉司は 250 人であり、児童相談所ごとに児童心理司の配置必要数を計算すると、合計で 129 人配置となる。しかしながら、平成 29 年度において、都が所管する児童相談所

に配置された児童心理司の総数は 104 人であり、必要な児童心理司の数に対して不足している。つまり、「児童相談所運営指針」で基準と定められている基準を満たしていない状況となっている。

なお、都の児童相談所においては、算定基準となっている児童福祉司自体の数が、そもそもその配置必要数を満たしていない状況であり、これを加味すると児童心理司はさらに不足状態といえる。

したがって、福祉保健局は、児童心理司について、できるだけ早く配置基準を満たす配置数となるよう対策を講じられたい。

⑤ 児童福祉司及び児童心理司の人員計画及び育成計画について

児童福祉司の配置人数の定期的な見直し状況について、福祉保健局に質問したところ、都では毎年度、相談件数等の状況を加味しながら職員の増配置を行っているとのことである。

表 B1-2-15 は、児童福祉司、児童心理司及び業務を補助する主な非常勤職員の平成 27 年度以降の増員状況と、平成 30 年度末時点の定数（見込み）と配置基準との過不足数を示している。

表 B1-2-15 職員定数の増員状況

区分	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司等の業務を補助する主な非常勤職員	
			定数	増員数
平成 27 年度定数	209	78	121	25
増員状況				
平成 28 年度	18	13	11	18
平成 29 年度	23	13	11	18
平成 30 年度当初	23	13	11	18
平成 30 年度追加	13	6	22	22
平成 30 年度末定数 (見込み)	286	198	197	22
平成 30 年 4 月 1 日定数	273	174	176	176
平成 30 年度配置基準	297	152	-	(※)
平成 31 年度配置基準	372	190	-	(※)

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 児童福祉司等の業務を補助する主な非常勤職員は都が自主的に設置しているものであり、児童福祉法施行令や児童相談所運営指針での基準はないため表中では「-」としている。